参考資料４－２

リチウムイオン電池総合対策パッケージ
（個別施策集）

令和7年12月22日

リチウムイオン電池総合対策関係省庁連絡会議

目次

※各施策の番号は頁数

①国民・事業者への周知啓発

2. 国民・事業者への周知啓発

②製造・輸入・販売時の対策

4. 電気用品安全法の基準明確化による安全規格の徹底（1/2）（経産）
5. 電気用品安全法の基準明確化による安全規格の徹底（2/2）（経産）
6. 連絡不通事業者の公表（経産）
7. ネットパトロール事業による違法製品監視強化（経産）
8. NITEによる発火原因究明の体制強化（経産）
9. 資源有効利用促進法に基づくリチウムイオン電池のリサイクルマーク等の表示（経産）

③使用時の対策

10. 若者、高齢者等への効果的な発信など使用時の注意点の周知啓発強化（消費、消防、経産、環境）
リコール情報の周知強化（消費、経産）
11. 公共交通機関における持ち込みルールの徹底及び留意事項の周知（国交）
12. リチウムイオン電池火災に関する調査・関係機関との連携（消防、経産）
13. リチウムイオン電池に対するより効果的な消火方法に関する検討（消防）

④廃棄時の対策

14. 資源有効利用促進法に基づく製造事業者等が実施すべき指定再資源化製品の自主回収・再資源化の促進（経産、環境）
15. 他の廃棄物への混入を防止するための廃棄物処理法に基づく制度的対応（環境）
16. 地方公共団体における利便性の高い分別回収体制の実証等を通じた構築支援（1/2）（環境）
17. 地方公共団体における利便性の高い分別回収体制の実証等を通じた構築支援（2/2）（環境）
18. 膨張・変形したリチウムイオン電池の適正処理の方針策定（環境）
19. 消費者・国民に向けた分別廃棄の周知強化（環境、消費）

⑤処理・再利用の対策

20. 廃棄物処理施設への高度選別機・検知設備の導入支援（環境）
21. 広域処理のための回収拠点拡大・収集体制の構築支援（環境）
22. 不適正なスクラップヤード事業者への規制等公正な競争環境の整備や再資源化に係る技術開発及び設備導入支援（環境）
23. リチウムイオン電池からリチウム等重要鉱物の回収・精製に向けた実証支援（経産）

国民・事業者への周知啓発

- 多様な媒体や多言語（英語、中国語等）を活用するとともに、関係省庁の所管団体や地方公共団体等を通じて、政府全体ワンボイスでの情報発信を行う。
- 情報を一元化するポータルサイトを消防庁に設置し、わかりやすい情報発信を行う。
- 引き続き、火災予防運動等の火災防止に係る啓発活動に取り組む。

＜ワンボイスでの呼びかけ＞

リチウムイオン電池の「3つのC」

賢く選ぶ Cool choice

①購入前に、販売事業者の連絡先や製品情報、リコール情報を確認する
②PSEマークやリサイクルマークが表示されているか確認する
③非純正品については取り付けようとしている製品のホームページに注意喚起が掲載されていないか確認する
④購入時に廃棄の方法を確認する

丁寧に使う Careful use

①強い衝撃や圧力を加えない
②高温になる場所では使用・保管しない
③安全な場所で、目の届くところで充電する
④異常を感じたら使用を中止する
⑤発火した時はまず安全を確保し、消火器や大量の水で消火する
⑥リコール情報を確認する
⑦公共交通機関では、持ち込みルールを守るとともに、留意事項を確認する

正しく捨てる そして資源循環 Correct disposal with better recycling

①リチウムイオン電池使用の有無を確認する
②廃棄する前には電池を使い切る
③廃棄方法（メーカー回収や地方公共団体の回収区分）を確認する
④リサイクルされる廃棄方法を選択する

（参考）身の回りにあるリチウムイオン電池が使用されている製品（例）

▶▶▶充電することで繰り返し使用できるもの

▶▶▶コンセントに繋げなくても動くもの、光るもの

スマートフォン

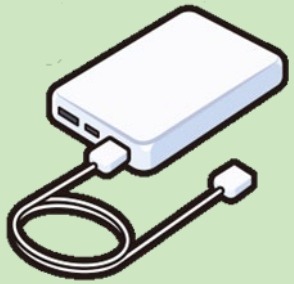

モバイルバッテリー

携帯用扇風機

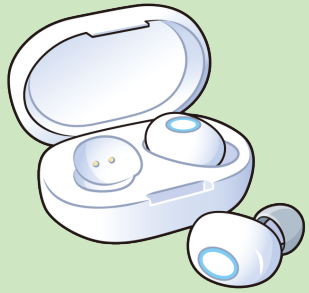

ワイヤレスイヤホン

ノートPC

スマートウォッチ

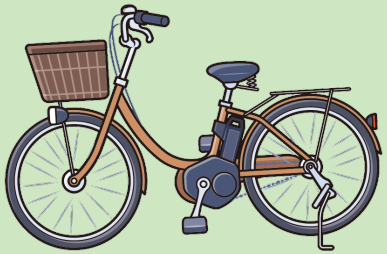

電動アシスト自転車

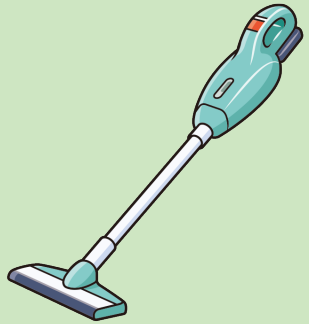

コードレス掃除機

電気用品安全法の基準明確化による安全規格の徹底（1/2）（経産）

- 平成30年2月から、モバイルバッテリー（エネルギー密度400Wh/L以上のリチウムイオン蓄電池）について、**電安法の規制対象化**。

- その技術基準に関して、各電池ブロックの電圧監視について明示的に求めておらず、過充電による発火事故を引き起こす懸念があったこと等に鑑み、令和4年12月に、**上限充電電圧超過による発火事故を未然に防止**するため、**電圧監視に関する要件を明確化するなど規制強化**。

  → 令和6年12月に本規制の経過措置期間（2年間）が満了。既に、より**安全性の高いリチウムイオン蓄電池の流通が期待**されている。

【出典】NITE（モバイルバッテリー事故時のイメージ

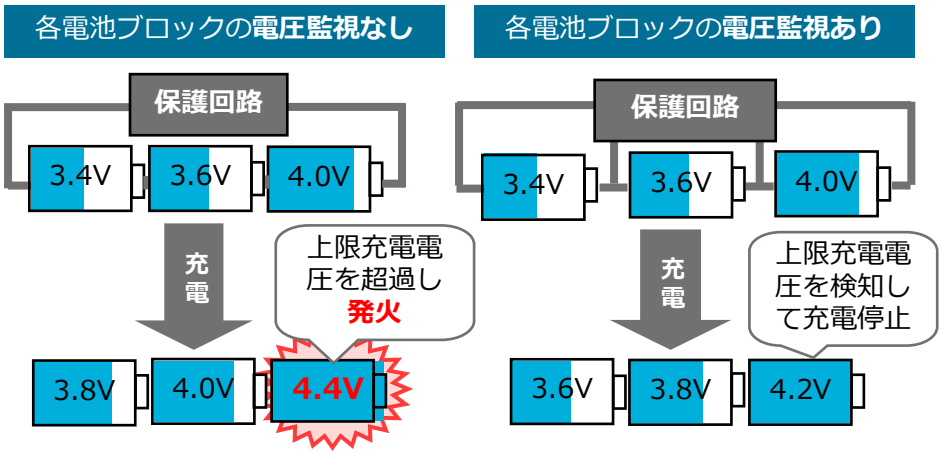

【出典】第14回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会（令和6年3月18日）

電気用品安全法の基準明確化による安全規格の徹底（2/2）（経産）

- モバイルバッテリーに適用すべき規格について、電池単体の規格IEC62133-2／JIS C 62133-2（リチウム二次電池の規格）は電池セルや組電池に対する一般的な要求事項は充実しているものの、電気的要因による火災への対応等についてはカバーされておらず、それらをカバーしている機器側の規格IEC62368-1／JIS C 62368-1（AV機器の規格）を適用することが望ましい。
- 国際的にも**モバイルバッテリーの安全基準は機器側の規格が選択**。
- 事業者が解釈別表第12の基準（電安法における技術基準）を選択する際に参照している「電気用品名と解釈別表第十二の基準との対応表」において、選択すべき規格として電池単体の規格のみならず、**国際的に採用されている機器側の規格と併用することが妥当とする報告書を令和7年2月に取りまとめた**（この8月末には、当該対応表についても公表済み）。

電池単体と機器側の安全基準の比較

機器側の安全基準（JIS C 62368-1）は、電池単体の安全基準（JIS C 62133-2）の要求事項に加え、以下を追加。

- 電気的要因による火災に対する防火用エンクロージャの要求
- 熱エネルギーによる熱傷を防止するための温度上昇の判定
- 充電セーフガード

各国のモバイルバッテリーの安全基準

国・地域	適用規格	対応国際規格
ドイツ、英国	EN62368-1	IEC62368-1
日本	JIS C 62133-2	IEC62133-2
中国	GB4943.1	IEC62368-1
米国	UL2734	-

連絡不通事業者の公表（経産）

- 今般の製品安全4法改正で、オンラインモール等を通じて国内の消費者に直接製品を販売する海外事業者を規制対象として明確化するとともに、法執行の担保を強化するため「法令等違反行為者」の公表制度を創設。
- これまでも製品安全4法に関係する届出事業者・非届出事業者両者において、一定の事由から連絡を試みるものの、**連絡が取れず「違反」有無の確認が困難な事業者が存在している**。今後、**オンラインモール上の製品や海外事業者由来の製品についても規制対象が広がっていく**ことで、**そうしたケースが増えていく**ことも想定される。
- このようなケースをできるだけ回避し事業者からのコンタクトを促す観点から、本公表制度の運用に加え、**「連絡不通事業者リスト」をホームページで公表**することとする。

※「法令等違反行為者」の公表
法令等の違反が確定し、消費者保護の観点から情報提供の必要性が高い事業者を念頭に、消安法第46条の2等に基づき、事業者名等を公表することとしている。

連絡不通事業者とは

対象事業者	製品安全4法に関係する製造・輸入・販売事業者（届出・非届出事業者）のうち、一定の事由から連絡を試みるものの、連絡の取れなかった事業者
想定される事由例	• 製品安全4法の執行上、一定の事実確認を行いたい届出事業者 • ネットパトロール事業を通じて表示不備と確認された事業者 • 試買テストを通じて、技術基準不適合と確認された事業者

連絡不通事業者リストの確認・公表手順

- **確認作業：**
  - 製品安全4法上の一定の事実確認を行うにあたり、**3回以上連絡を試みても連絡が取れない事業者**を特定する（連絡手段は電話・メールを基本とする）。
  - 3回目の連絡から14日（※）以上経過しても連絡がない場合に、該当事業者名を公表する。
    ※行政手続法第15条に準じて設定
- **更新頻度：**
  - リスト更新の頻度は四半期に一度を目処とし、**事業者と連絡が取れた場合等には都度リストから削除**する。

ネットパトロール事業による違法製品監視強化（経産）

□**製品安全総点検月間である11月を中心に**、オンラインプラットフォームの協力のもと、**違法・不適切な製品の流通防止のための取締強化を実施**。

□ネットパトロールや試買テストにおいて、**優先的にリチウムイオン蓄電池使用製品を対象**とし、監視を強化していく。

ネットパトロール事業

監視・情報収集	違反疑いの確認	違反対応
• 経済産業省や委託機関が、オンラインモールやECサイトを定期的に監視	• 製品安全4法の規制対象製品について、PSマーク等の法令適合性を判断 • 調査件数：5品目×30製品×8ヶ月	• 違反の疑いがある場合、出品者に事実確認を実施 • 日本版「製品安全誓約」に基づき、出品削除要請

- **ネットパトロール事業における監視強化**： **25.10～25.12**
  - ① リチウムイオン蓄電池の**監視対象を3倍以上に増加（100製品）**
  - ② **連絡不通事業者の製品を約50品目購入し、PSEマークの表示の有無を直接確認（連絡不通事業者リストの公表制度との連動）**

違反が強く疑われる製品については、**製品安全誓約の削除要請等を活用し、速やかに出品削除**を求める

NITEによる発火原因究明の体制強化（経産）

- LIB搭載製品の事故原因は、製造時における異物混入や電極体の巻きズレが一因であると判明する一方、**焼損が著しく、原因特定が困難なケースが多い**。
- 例えば、**NITE（製品評価技術基盤機構）**における原因特定が可能な事故の選別・精査等、以下の取組をもって、**LIB製品の事故原因の本質的な解明を目指す体制強化**を図る。

項目	対応の方向性
1．LIB搭載製品に特化した調査体制の確立（NITE）	調査経験が豊富な職員を割り当てたチームを作り、重要度の高い案件等に対する深掘り調査の強化 • 材料分析（SEM-EDXなど）での電極材料や絶縁体の劣化・異物混入の有無を確認 • 端子間電圧、内部抵抗（低周波）等の評価 • X線CT検査によるLIBセル構造の詳細観察
	原因特定ができる可能性を初動調査で確認・選別し、推定原因に基づく同等品での検証実験を実施
	LIB搭載製品（またはLIBセル）の技術基準適合確認のため、外部検査機関による依頼試験を実施
	過去の事故事例を体系的に整理し、類似事例の傾向分析や原因特定された事故との要因比較
	製造業者・輸入事業者への調査協力依頼（製造工程、自主検査等の記録の提供依頼 等）の再徹底
2．海外動向調査（METI）	規制・制度の比較分析 • EUの電池規則（Battery Regulation）や米国のCPSCの対応など、制度の違いを把握 • 日本の制度とのギャップを明確化し、改善案に活用
	事故対応事例の収集 • 海外の事故調査手法、専門機関の体制、再発防止策などを調査
	国際連携・情報交換

資源有効利用促進法に基づくリチウムイオン電池のリサイクルマーク等の表示（経産）

□資源有効利用促進法では、リチウムイオン電池の再資源化の促進のため、製造事業者や輸入販売事業者に対してリチウムイオン電池へのリサイクルマークの表示を、製造事業者に対してリチウムイオン電池を取り外して回収する製品として指定するものへのリチウムイオン電池を使用している旨等の表示又は記載を求めている。なお、今般新たに指定再資源化製品に追加するリチウムイオン電池を容易に取り外すことができない一体型製品である３品目についても同様の措置を求めていく。

リチウムイオン電池のリサイクルマーク

リチウムイオン電池を使用する製品における表示例（業界団体や事業者の取組例）

【業界ガイドラインの例】

『家電製品の小型二次電池使用機器の表示ガイドライン』
（一般財団法人家電製品協会発行）

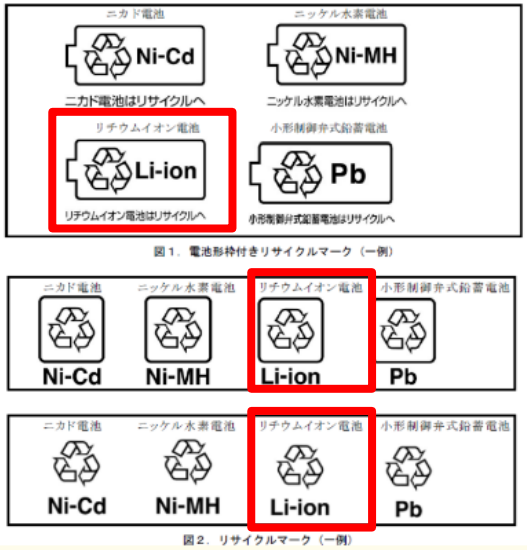

例：電気カミソリ（左）、掃除機（右）

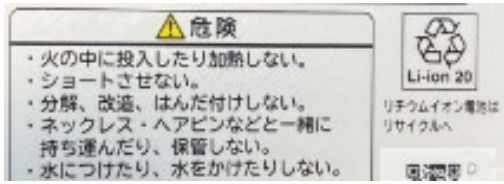

【取扱説明書の記載例】

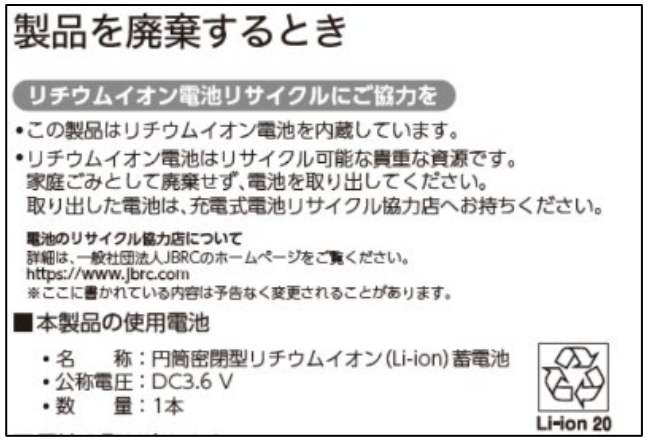

製品を廃棄するとき

リチウムイオン電池リサイクルにご協力を

- この製品はリチウムイオン電池を内蔵しています。
- リチウムイオン電池はリサイクル可能な貴重な資源です。
  家庭ごみとして廃棄せず、電池を取り出してください。
  取り出した電池は、充電式電池リサイクル協力店へお持ちください。

電池のリサイクル協力店について
詳細は、一般社団法人JBRCのホームページをご覧ください。
https://www.jbrc.com
※ここに書かれている内容は予告なく変更されることがあります。

■本製品の使用電池

- 名　　称：円筒密閉型リチウムイオン(Li-ion)蓄電池
- 公称電圧：DC3.6 V
- 数　　量：1本

Li-ion 20

（出典）2025年7月30日開催第１回産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会 指定再資源化製品ワーキンググループにおける一般社団法人JBRCと一般社団法人日本電機工業会発表資料により抜粋
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/resource_circulation/designated_recycled_products_wg/001.html

若者、高齢者等への効果的な発信など使用時の注意点の周知啓発強化（消費、消防、経産、環境）

- □様々な発信媒体（ウェブサイト、SNS、ポスター等）により、内容を工夫した効果的な情報発信を行う。
- □各省庁の持つ連絡ルートやコンテンツ等を関係省庁で共有・利用し、相補的な情報発信を行う。

HP掲載

ポスター配布

関東・関西圏の
電車内モニター

動画配信

公共スペースでの掲示
（駅構内）

リコール情報の周知強化（消費、経産）

- □購入前に加え、購入後も定期的にリコール情報を確認することやリコール情報の発信を重点的に行う。

例①　SNSへの
記載

リコール情報も
確認

例②　注意喚起資料
への記載

消費者庁リコール情報サイト
（https://www.recall.caa.go.jp/）

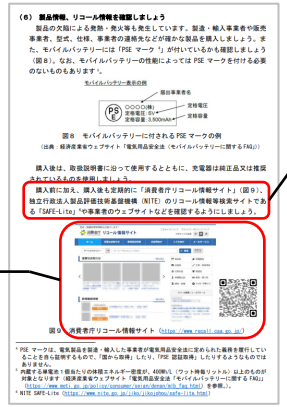

購入前に加え、購入後も定期的に「消費者庁リコール情報サイト」、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のリコール情報等検索サイトである「SAFE-Lite」や事業者のウェブサイトなどを確認するようにしましょう。

公共交通機関における持ち込みルールの徹底及び留意事項の周知（国交）

- 国土交通省は、令和７年７月以降、鉄道局、物流・自動車局、海事局、航空局から業界団体や所管事業者等に対し、乗客へのアナウンス例や乗客に対する注意喚起を内容とする事務連絡等を発出。
- これらを通じて、持ち込みルールの徹底及び留意事項を周知し、各事業者や乗客へ注意を喚起する。

【鉄道における留意事項の周知】

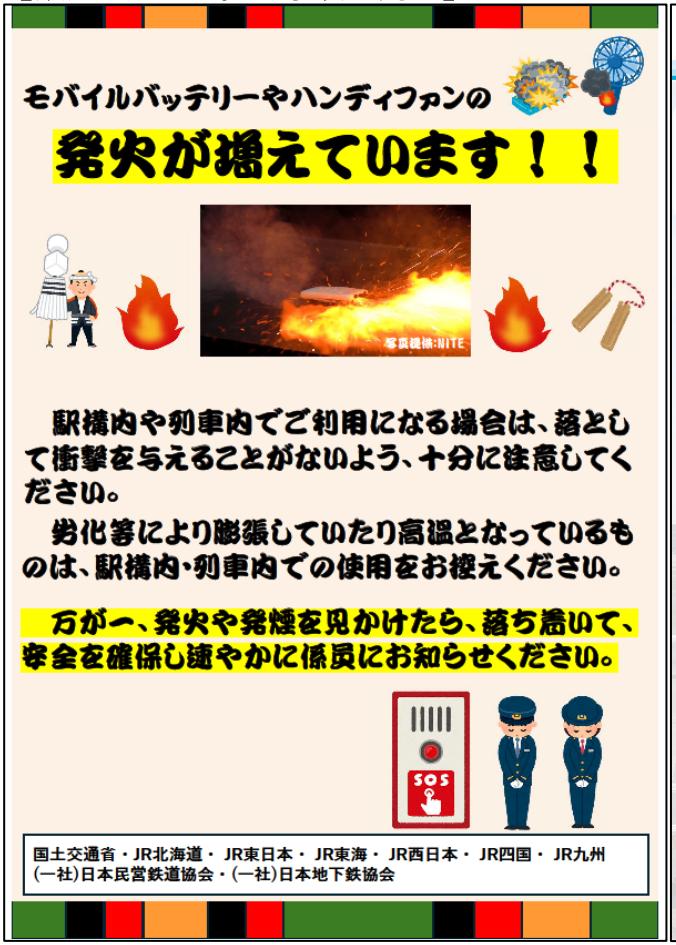

【航空における持込ルールの徹底】

【旅客船事業者への注意喚起依頼】

モバイルバッテリー等の電気製品からの発火に関する注意喚起

最近、電車内や航空機内において、モバイルバッテリー等の電気製品が発火する事案が相次いで発生しているところ、旅客船も同様の事態が発生することが考えられますので、モバイルバッテリー等の電気製品を使用、持ち運ぶ際には十分にご注意ください。

特に、破損・膨張などの異常がある場合や、衝撃を与えてしまった場合には使用しないこと、熱くなる場所には放置しないことにご留意いただくとともに、お手持ちの製品のリコール情報にもお気を付けいただきますようお願いいたします。

もし発火した場合や、それを見かけた場合には、安全を確保するためその場を離れ（できれば周りの方に避難するよう呼びかけてください）、近くの乗組員に速やかに伝え、可能であれば海上保安庁への連絡（１１８番）をしてください。

なお、旅客船事業者におかれましては、掲示物や船内アナウンス等で注意喚起をするようご協力をお願いいたします。

【アナウンス例】
モバイルバッテリーやハンディファンなどの電気製品による発火事故が増えています。
落としたり、高温となる場所に置いたりしないよう、ご注意ください。
万が一、発火や発煙を見かけた場合は、落ち着いて安全を確保し、速やかに乗組員にお知らせください。

【バス事業への注意喚起】

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省
物流・自動車局 安全政策課長

モバイルバッテリーの取扱いに係る乗客への注意喚起について

報道等により、航空機内や鉄道車内において、モバイルバッテリーの発煙・発火の事例が確認されています。

１１月１２日現在、バス車内において、同種事例が発生した旨の情報は国土交通省にはありませんが、今後の同種事例の発生に備え、「年末年始の輸送の安全確保総点検」等の機会を捉えて、次の点を乗客へ注意喚起していただくよう、会員事業者に対し周知徹底をお願いします。

① モバイルバッテリーをトランクルームに収納しないこと。
② 車内でのモバイルバッテリーから携帯用電子機器への充電又は車内電源からモバイルバッテリーへの充電については、常に状態が確認できる場所で行うこと。

リチウムイオン電池火災に関する調査・関係機関との連携（消防、経産）

- □リチウムイオン電池及びこれを搭載した製品から出火した火災に特化した調査を開始した。（消防）
- □製品に起因する火災が発生した場合、迅速に関係省庁へ報告し、必要に応じてNITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）と協力して調査・情報共有を行う。（消防、経産）

- 令和４年１月１日から令和７年６月30日の間に発生した事案については、全国の消防本部から消防庁宛に報告（令和７年12月締切）。その結果について、令和８年１月中を目途に取りまとめ予定。令和７年７月１日以降に発生した事案についても調査を継続し、半年毎に取りまとめ予定である。
- 消防本部からの調査結果をもとに、「どんな製品から出火したのか」「出火原因は何なのか」、モバイルバッテリーの「PSEマークの有無」等を分析し、傾向と対策を整理し周知広報していく。

消防本部

モバイルバッテリーから出火

火災発生

火災原因調査

消防本部による原因究明

必要に応じてNITEと協力

消防庁へ報告

総務省消防庁

リチウムイオン電池出火件数

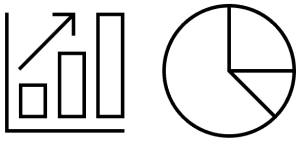

製品・・　原因・・

報告をもとに調査結果を分析

周知広報動画等を作成

リチウムイオン電池に対するより効果的な消火方法に関する検討（消防）

□リチウムイオン電池から出火等した場合の対応について、住民向けのリーフレットや動画を作成し、広報啓発を行う。
□諸外国の規格等も踏まえ、リチウムイオン電池火災に対する消火器等の試験方法について検討を行う。

1　リチウムイオン電池から出火等した場合の対応

○　消防庁では、スマートフォンやモバイルバッテリー等に用いられているリチウムイオン電池が出火等した場合の対応について、住民向けのリーフレットや動画を作成し、広報啓発を行っていく。

〈参考：消防本部における広報用動画の例〉

東京消防庁　　STOP　リチウムイオン電池火災　https://www.youtube.com/watch?v=SrgzyztsQPs
（タイトル画面は右の写真のとおり）

神戸市消防局　異常・発火時はどうする？　https://www.youtube.com/watch?v=2kJdCXlfjQM

【引用】東京消防庁公式YouTubeチャンネル

2　リチウムイオン電池火災に対する消火器等の試験方法

○　リチウムイオン電池の火災については、ISO規格において、火災の類型（class L）として追加の見込みであるが、消火器等の効果に係る試験方法は定められていない状況である。

○　諸外国の例として、オランダでは、中規模のリチウムイオン電池（電動自転車用を想定：600Wh）を過充電により発火させて、消火できるかどうかを確認する試験の手順や判定方法等が整備されている。また、韓国でも、類似の試験方法がある。

○　消防庁では、これら諸外国の規格等も踏まえ、（社）日本消火器工業会等と連携し、リチウムイオン電池火災に対する消火器等の試験方法を検討するとともに、得られた結果について周知する。

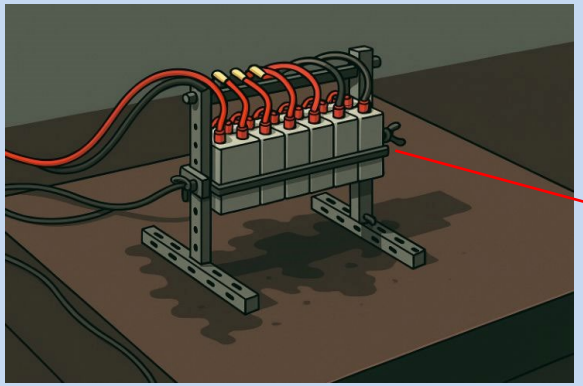

リチウムイオン電池を取り付けた試験模型のイメージ（オランダの例）

資源有効利用促進法に基づく製造事業者等が実施すべき指定再資源化製品の自主回収・再資源化の促進（経産、環境）

Li-ion

- 資源有効利用促進法では、令和７年５月に成立した改正法案において、リチウムイオン電池の自主回収・再資源化を促進するため、廃棄物処理の特例条項（認定制度による廃棄物処理法の業許可の不要化）を設置（令和８年４月１日施行）。
- 併せて、火災・発火事故等の状況を踏まえ、リチウムイオン電池を容易に取り外すことができない一体型製品である電源装置（モバイルバッテリー）、携帯電話用装置（スマートフォン等）、加熱式たばこデバイスといった３品目を対象製品に追加するための政令改正を実施（令和８年４月１日施行）。

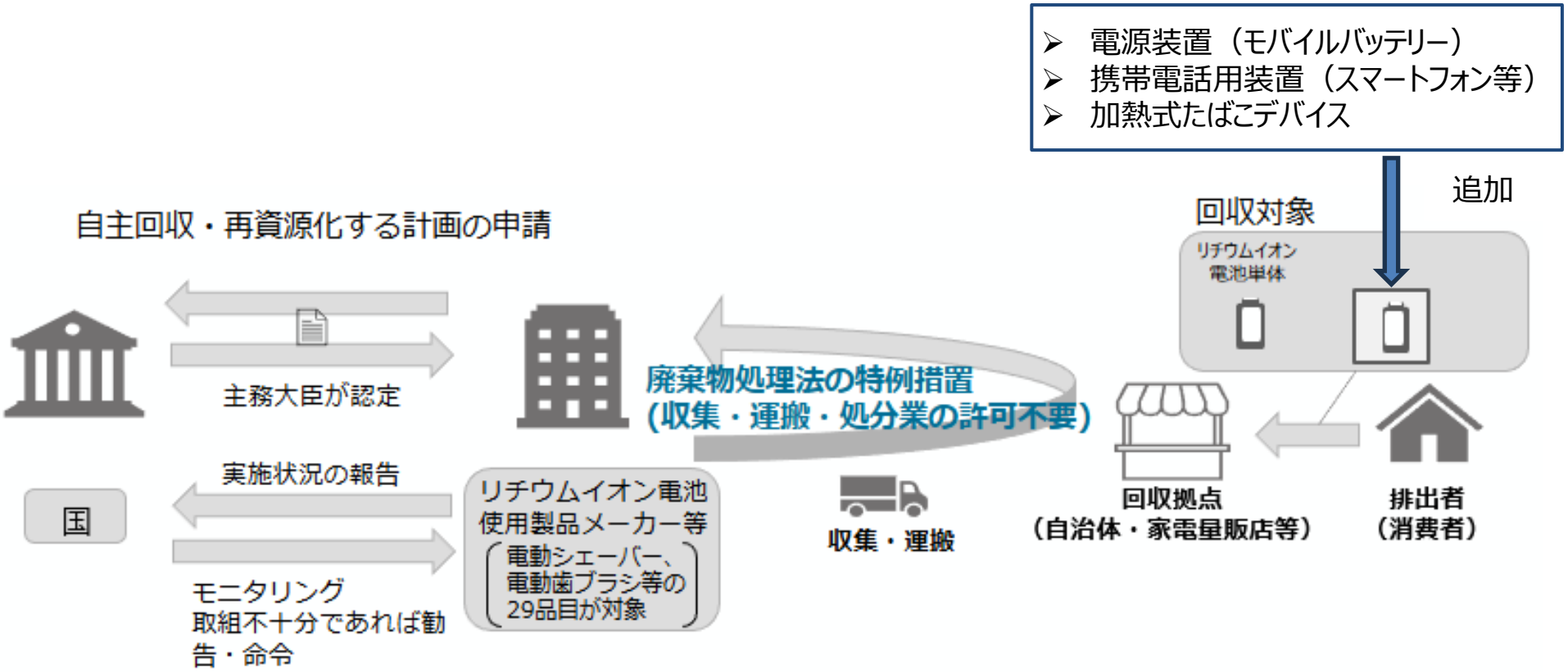

他の廃棄物への混入を防止するための廃棄物処理法に基づく制度的対応（環境）

□廃棄物となったリチウムイオン電池及びその使用製品について、廃棄物処理工程に意図せず混入し、廃棄物処理施設において火災が発生することを防止するため、廃棄物処理法に基づく制度的対応を行う（政省令等）。
（１）収集運搬や保管時に他のものと区分すること
（２）産業廃棄物の委託契約においてリチウムイオン電池等の含有の有無を明確にするための仕組みの構築　等

（１）収集運搬・保管時の基準策定

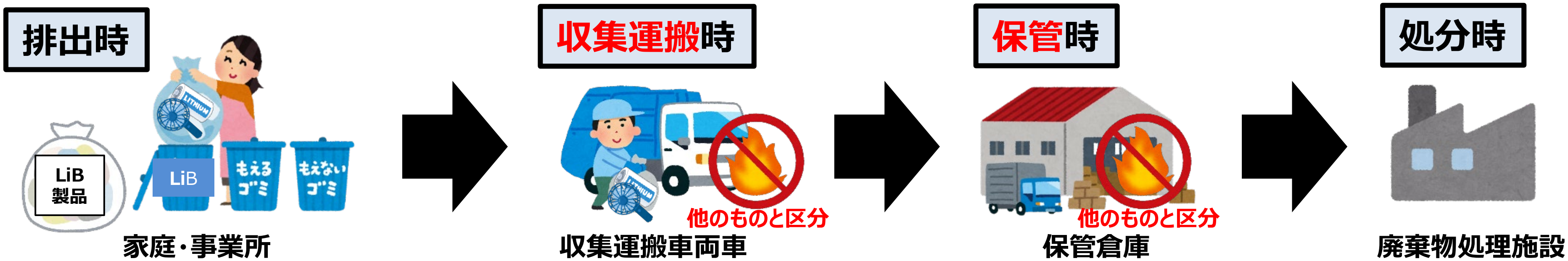

廃棄物処理工程におけるリチウムイオン電池（使用製品）の**適正な分別・保管**の徹底

（２）委託契約における含有の有無の明確化

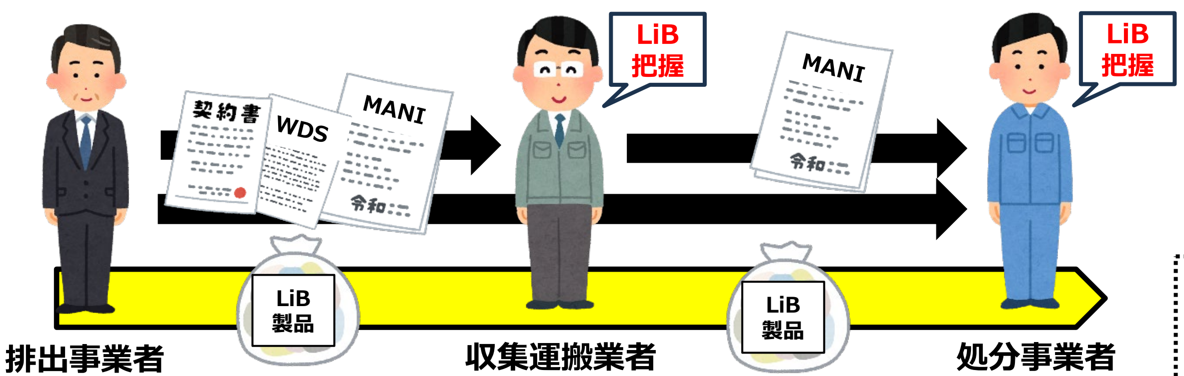

委託契約・WDS※1・マニフェスト※2への明示（イメージ）

産業廃棄物	□汚泥、□廃油、□廃酸、□廃アルカリ □・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ □リチウムイオン電池（使用製品）

※1 WDS（Waste Data Sheet）…廃棄物の性状等が一定の場合は初回に一度提供すれば十分であり、廃棄物情報に変更があった場合に再通知が必要なもの。
※2 産業廃棄物管理票…廃棄物を排出する度に交付が必要なもの。

地方公共団体における利便性の高い分別回収体制の実証等を通じた構築支援（１/２）（環境）

□市町村の区域内で発生する家庭から排出される全てのリチウムイオン電池等の回収体制を構築するため、市民にとって利便性が高い分別回収体制の実証事業の実施や、先進的に取り組む市町村の優良事例の収集・周知を行う。

（１）分別回収体制の実証事業

市民にとって利便性の高い場所（コンビニエンスストア等）でのリチウムイオン電池等の回収を行う実証事業の実施。

実証事業の様子（茨城県守谷市）

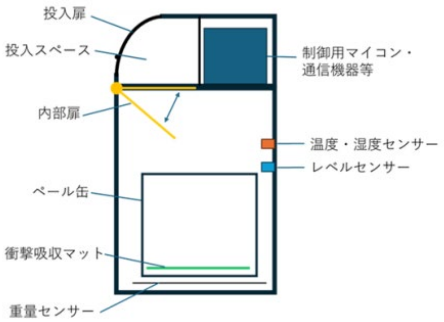

火災・発火の防止、回収の安全性に考慮した構造の回収ボックス

（２）回収拠点を見える化するための実証事業

小型家電及びリチウムイオン電池等の回収拠点を見える化するためのウェブサイト上のマップを作成。
提供情報の内容を含め、市民への情報提供手段としての有効性を検証。

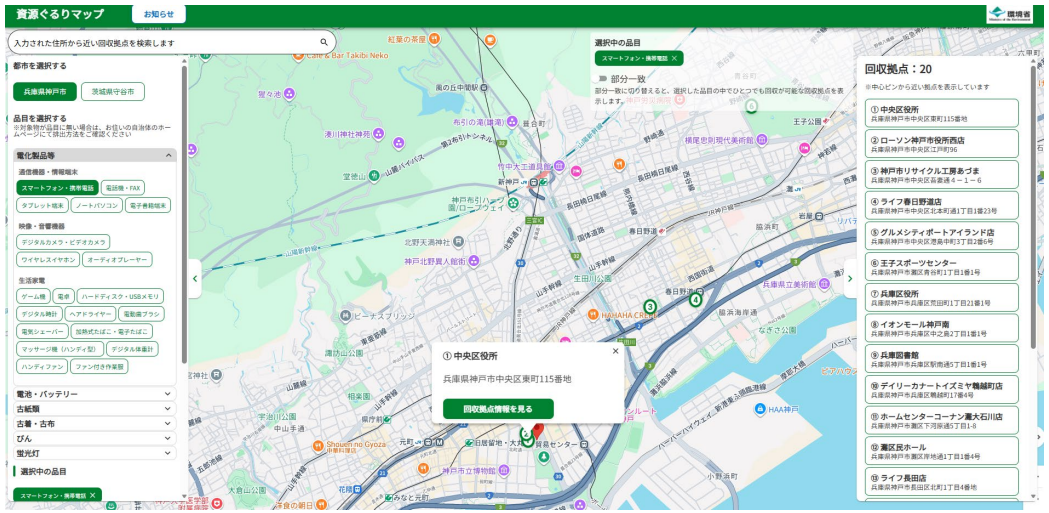

回収拠点のマップ化

Li-ion

地方公共団体における利便性の高い分別回収体制の実証等を通じた構築支援（２/２）（環境）

□リチウムイオン電池等の分別回収を行っている市町村は、令和５年度において75%に留まっており、各市町村においてリチウムイオン電池等の分別回収及び適正処理を更に徹底していく必要があることから、**改めてリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策を取りまとめ、通知**を令和７年４月15日に発出した。

○市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について（通知）抜粋

１．市町村の一般廃棄物処理責任の性格等

●**全ての市町村において**、当該市町村の区域内で発生するリチウム蓄電池等が一般廃棄物となったものの処理について廃棄物処理法第６条第１項の一般廃棄物処理計画に位置付けること等により、**家庭から排出される全てのリチウム蓄電池等の安全な処理体制を構築していく必要がある**。

２．リチウム蓄電池等の適正処理に関する方針

●分別収集区分が分かりやすく排出しやすいなど**住民にとって利便性が高い収集方法とすること**。
●**回収したリチウム蓄電池等の保管を適切に行うこと**。
●可能な限り回収したリチウム蓄電池等を**国内の適正処理が可能な事業者に引き渡すことで、循環的利用、適正処理を行うこと**。

このほか、具体的な対策や一般廃棄物処理施設の整備に当たっての**循環型社会形成推進交付金**の活用について示している。

膨張・変形したリチウムイオン電池の適正処理の方針策定（環境）

□膨張・変形したリチウムイオン電池等は、自然発火の可能性があるため、安全性の観点から回収・保管・処理において、地方公共団体においても取り扱い方法がわからず、対処に難航している課題がある。
□そのため、膨張・変形したリチウムイオン電池等の回収・処理状況について実態調査を行い、回収、保管、処分方法等について検討をし、安全な処理方法等に関する方針を取りまとめる。

（１）膨張・変形したリチウムイオン電池の回収・処分等に関する実態調査

市町村を対象に膨張・変形したリチウムイオン電池等の**回収状況**、**回収品目**、**保管状況**及び**処理状況について調査**を行う。
併せて、これらを適正に回収・処理している先進的な市町村の事例を収集・周知する。

膨張したリチウムイオン電池

（２）膨張・変形したリチウムイオン電池の適正処理の方針策定

膨張・変形したリチウムイオン電池等に関して、**安全性の観点から回収から保管、その後の処理体制**について、**市町村、製造事業者、処理事業者、有識者を含む検討会**にて検討を行い、その方針を取りまとめる。

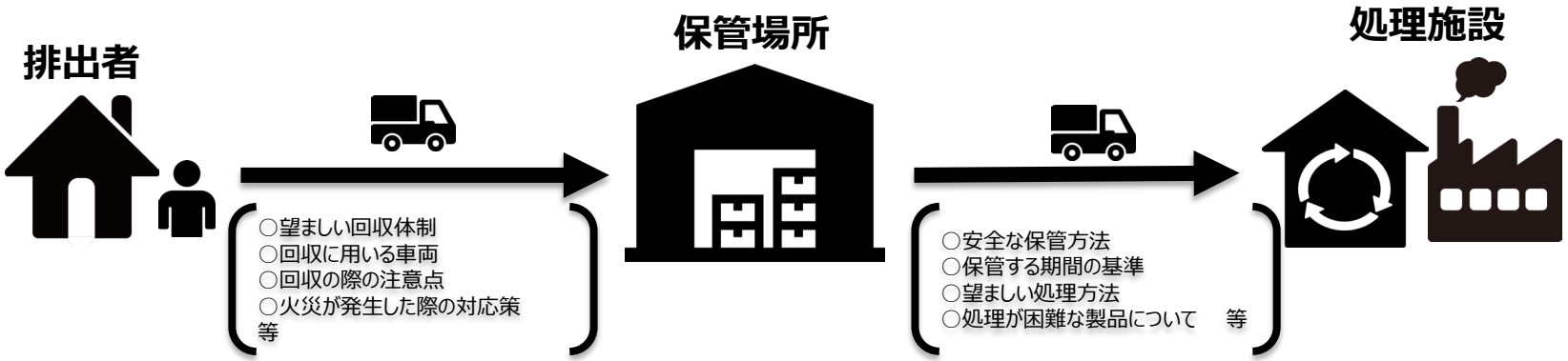

消費者・国民に向けた分別廃棄の周知強化（環境、消費）

□廃棄時におけるリチウムイオン電池等による火災防止の啓発を行うため、特設サイトの開設、啓発イベントの実施及び啓発ツールの作成等を通じて、分別廃棄に関する周知を強化する。

リチウムイオン電池特設サイト開設

リチウムイオン電池による火災防止に関する情報を発信する特設サイトを開設。

リチウムイオン電池等に関する特設サイト

Jリーグとの連携協定を用いた周知

Jリーグの試合会場にてリチウムイオン電池等の啓発イベントを実施。

・川崎フロンターレ　（9/28）
・FC琉球　（10/18）
・アルビレックス新潟（10/26）
・京都サンガF.C.　（11/9）

リチウムイオン電池による火災防止シンポジウム

11/1(土)、リチウムイオン電池による火災を防止するため、火災事故の現状や安全な使用・廃棄方法等を学べるシンポジウムを開催。

LiBパートナーの取組

リチウムイオン電池等の火災防止につながる周知啓発・回収・イベント等を実施する自治体・事業者を募集し、LiBパートナー認定。12/22(月)時点で115件認定済み。

環境省キャラクターを用いた周知啓発

アイドルマスター ミリオンライブ！と環境省キャラクターがコラボした周知啓発の実施。

ポスター

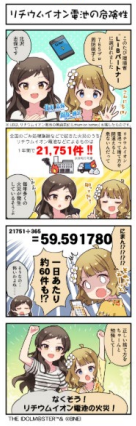

４コマ漫画

４コマ動画

プレスリリース作成（再掲）

リチウムイオン電池使用製品の発火事故への注意喚起に関するプレスリリースにて廃棄の際のポイントを掲載。

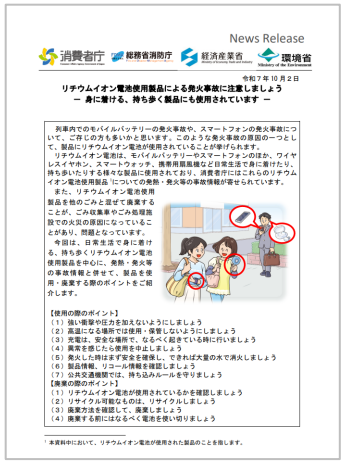

廃棄物処理施設への高度選別機・検知設備の導入支援（環境）

- 民間企業が有する廃棄物処理施設等において、混入するリチウムイオン電池等をX線やAI等を活用して高度に選別する設備や、発火を検知し各設備（施設の自動停止、散水等の延焼防止対策、警報発報等）と連携・連動するシステムの導入を支援する。
- これにより、予期せぬ火災事故への強靭化と再生材（主にプラスチック）の質・量の安定供給力確保を推進するとともに、先進的な装置の国際展開を見据えた市場創出等を実施する。

（１）高度選別機の導入促進

・X線やAI等を活用してリチウムイオン電池を特定し、自動選別する高度選別機の導入支援

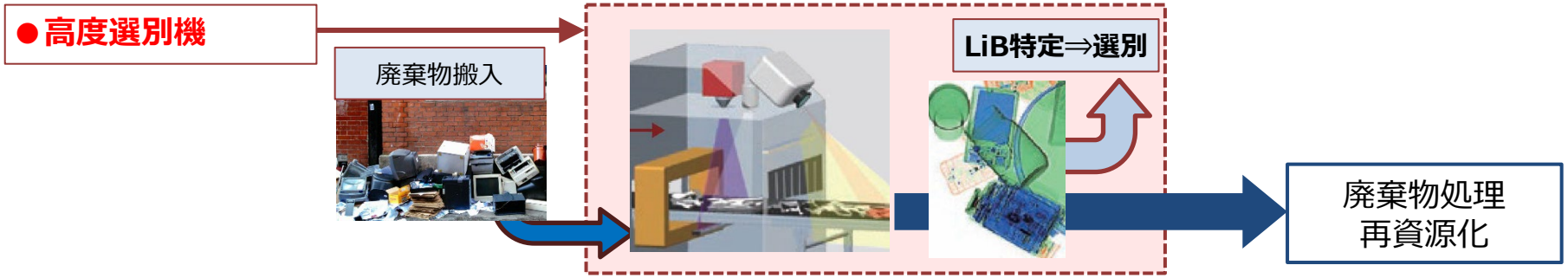

（２）検知連携システムの導入促進

・混入したリチウムイオン電池の発火を検知し、施設の自動停止、散水等の延焼防止対策、警報発報等の各設備が連携・連動するシステムの導入支援

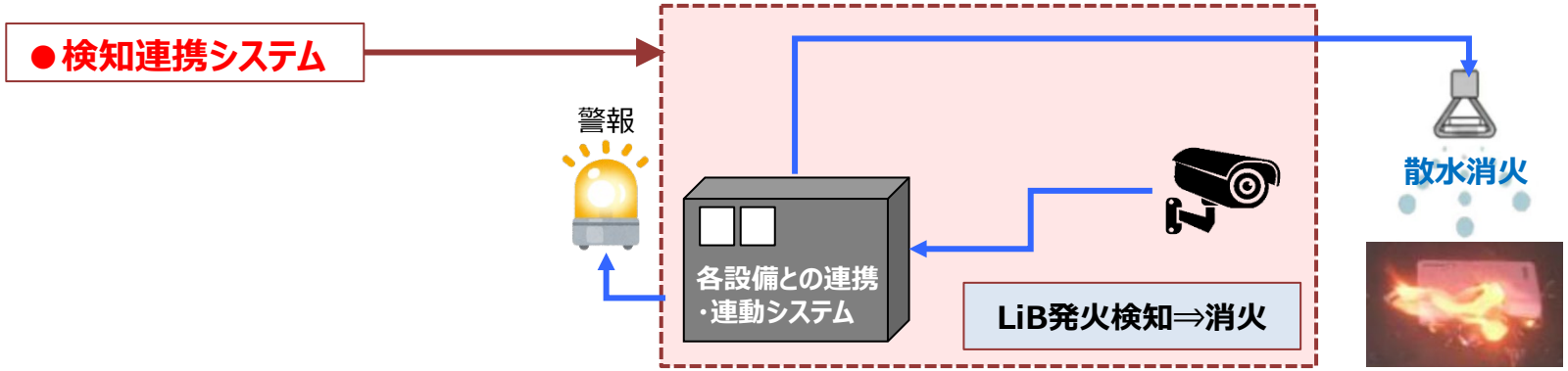

広域処理のための回収拠点拡大・収集体制の構築支援（環境）

□市民にとって利便性の高い回収拠点を拡大するとともに、市町村における処理コストを抑えつつ再資源化を促進するための、都道府県・市町村が連携した広域的な回収・処理体制の構築に向けて、回収・処分に関す実態調査や実証事業等を実施する。

（１）市町村におけるリチウムイオン電池等の処理等の実態調査

分別回収を行う市町村における、リチウムイオン電池等の回収量、処理・再資源化先の確保状況、処理費用及び事務コスト等を把握をするための調査を行う。

（２）都道府県・市区町村等が連携した広域処理体制構築に向けた実証事業

広域的なブロックを形成し、ブロック内の市町村が都道府県との連携の下、一斉収集・処理を行うことで、回収量の確保、事務手続きの簡素化及び処理コストの低減等を図るための実証事業を行う。

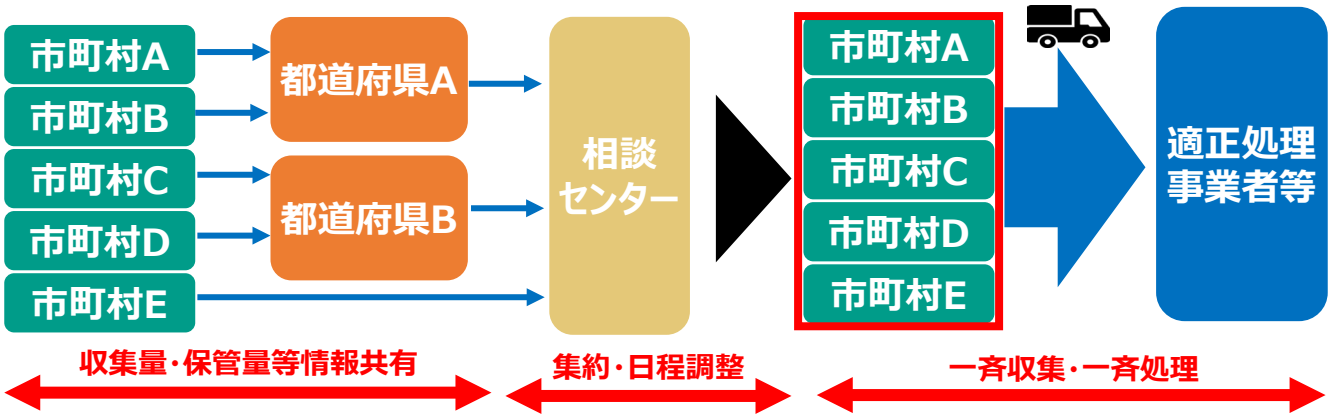

不適正なスクラップヤード事業者への規制等公正な競争環境の整備や再資源化に係る技術開発及び設備導入支援（環境）

- 廃棄物に該当しない使用済リチウムイオン電池や雑品スクラップ等の不適正な処理に起因する生活環境保全上の支障の発生を防止するため、これらの物品の適正処理を確保するための不適正なスクラップヤード事業者に対する規制措置を講じ、公正な競争環境の整備を図る。
- リチウムイオン電池の再資源化に係る技術開発及び設備導入の支援を通じて、レアメタル等の金属資源の回収を実現し、経済安全保障の確保に貢献する。

（１）不適正なスクラップヤード事業者への規制等公正な競争環境の整備

- 規制対象となる物品の保管や処分を行う事業者に対して、事業の事前審査制度や罰則の強化等の厳格で実効性の高い全国統一的な制度を創出する。
- それぞれの物品の性質に応じて、事業者の能力や保管・処分時の設備の構造、処分方法等の基準を設け、生活環境保全上の配慮がなされた一定の要件を満たす事業場においてのみ処分が可能とする仕組みとする。

環境対策が不適正なスクラップヤードの例

（２）再資源化に係る技術開発及び設備導入支援

- リチウムイオン電池のリサイクルは、中間処理（ブラックマス製造）から製錬を経て、レアメタルが回収可能。
- 環境省では、破砕・選別・無害化処理などの再資源化に係る技術開発や設備導入への支援を実施。

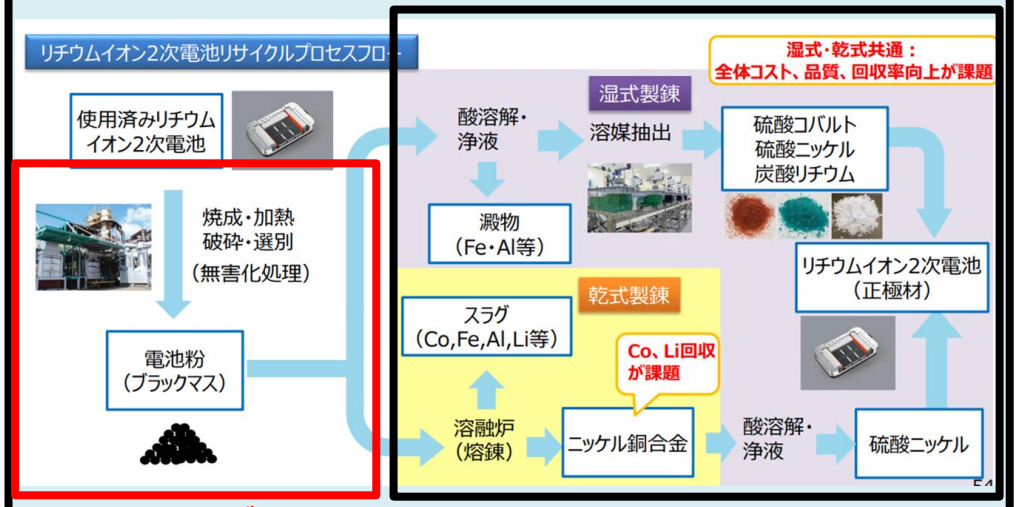

中間処理（ブラックマス製造）　製錬（レアメタル回収）

出典：経済産業省「第2回蓄電池のサステナビリティに関する研究会事務局資料（2022年3月25日）」

リチウムイオン電池からリチウム等重要鉱物の回収・精製に向けた実証支援（経産）

- レアアースやリチウムといった重要鉱物については、グリーン・デジタル等の先端技術・産業も含め、製品の高機能化等を実現する上で重要なモーター・蓄電池・半導体等の生産に必要不可欠である。
- こうした重要鉱物については、経済安全保障推進法に基づき、民間企業によるサプライチェーン強靱化に資する取組に係る費用を支援。その中で、リチウムイオン電池のリサイクル工程で製造されるブラックマスからニッケル、コバルト、リチウムを回収・精製するパイロットプラントでの実証事業を支援している。
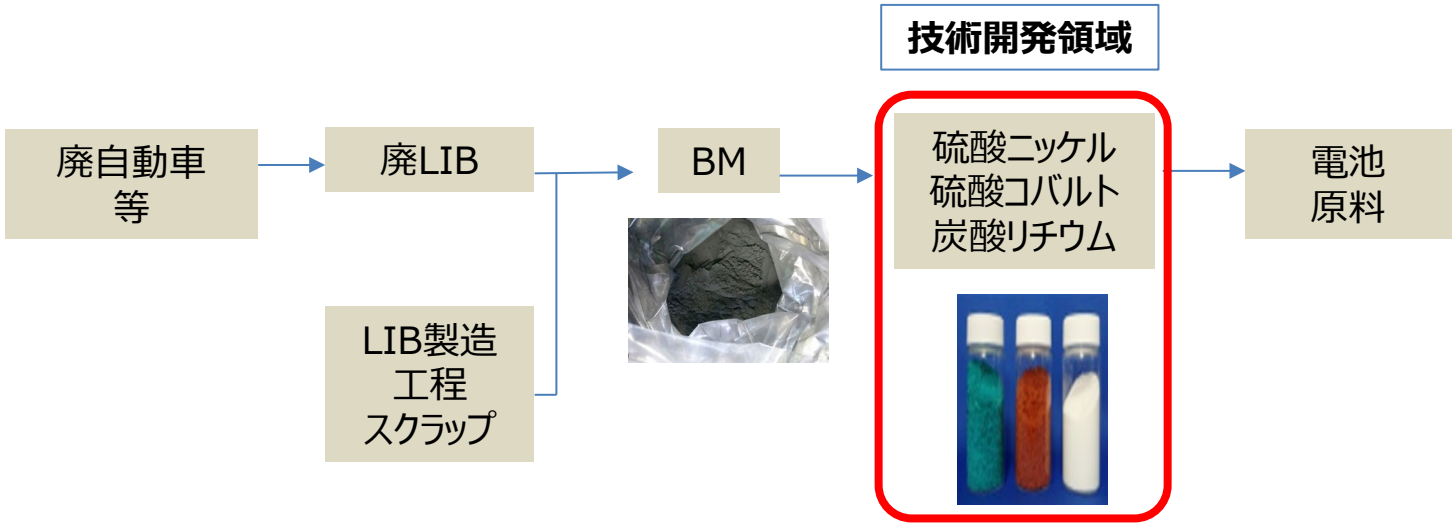
ブラックマスからのリチウム／コバルト／ニッケル回収の実証事業